. 7

平成25年度 清掃総務一般管

清掃総務一般管理事業

事務事業 評価表

. . . .

1		事務事業の位置付け	(Plan)				[単位:十円、入]				
所管部課名 市民福祉部			環境課		担当者	橋口	堅				
根拠法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律											
事業の種類 ■ ソフト事業 □ 建設・整備事					□ 施設	管理 [〕内部管理				
政策 誰もが安心して快適 づくり			に暮らせるまち		環境対策の充実環境衛生対策の	<u></u> 玄宝					
一体化躍動プラン				/17/旭水	^{圾妈倒工} N N ∨ 7						
重点施策											
予.		会計 一般会計									
科		款 衛生費 事項 清掃総務一般 ²		清掃費 細事項		情掃総務費 <u></u>					
等	<u>:</u> ?	4 24 1144/14/15 124 /124	官理賞 (Do)	神争坦	清掃総務一般管	<u> </u>					
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	なナスをみの奴	弗						
			ノ肥凩を円頂に夫の)施策を円滑に実施するための経費							
-	と	象 (誰を、何を対象 する事業か)	市民								
事 業		段(市がどのような 動をするか)	・廃棄物処理施設周辺の地元との意見交換等 ・補助金の支出等								
の内	意	図(どのような目的	• 一般廃棄物施設	と の周辺住民との	の円滑な関係を図	図るほか一般廃	棄物処理の施				
容	C	事業を行うか) 事業開始年度	策を円滑に実施す 平成16年度	<i>るにめ</i> 。							
		尹未用如十尺	平成10年度	指標名	目標年度						
		活動指標	施設周辺地元との会	<u>1日保和</u> 施設周辺地元との会議回数(説明会及び随時協議除く)			平成27年度				
		成果指標		_		_					
		項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				
	事	 務事業費	決算額 52,784	<u>決算額</u> 2,580	予算額 3,823	見込額 3,852	<u>見込額</u> 823				
	J .	人件費(嘱託員・職員)	49, 788	0	0, 020	0,002	020				
		報償費	0	0	8	8	8				
		普通旅費	325	0	1	1	1				
		需用費(公用車経費等)	855	851	364	364	364				
		役務費(自動車損害保険料)	0	22	0	22	0				
		負担金	116	0	0	0	0				
		公課費	0	7	0	7	0				
		補助金 し尿処理助成事	1,700	1, 700	3, 450	3, 450	450				
経		業補助金	0	0	3, 000	3,000	0				
経費及		衛自連補助金	1,700	1, 700	0	0	0				
び		汚泥再生処理セ ンター対策委員	0	0	450	450	450				
指標		会運営補助金									
の		源之の他	0	0	120	120	120				
推		一般財源	52, 784	2, 580	3, 703	3, 732	703				
移	要	員配置状況	8.00	0. 02	0. 01	0. 01	0.00				
		職員 嘱託員	7. 00 1. 00	0. 02 0. 00	0. 01 0. 00	0. 01 0. 00	0. 00 0. 00				
		臨時職員等	1.00	0.00							
		動実績・計画	-	_	2回	2回	2回				
		果指標の推移 筆すべき事項等	② 平成25年度	環境課予算科 以降予算の大半 長川内汚泥再生外 こ入来地域・祁谷 よびのし尿汲み取	答院地域のし尿液 り料金が、薩摩川	ど行った。 処理助成事業補 めに伴い、さつ 及み取り料金の	助金」につい ま町でし尿収 増額緩和措置				

ž	事務事業の視点別評価 対象・手段の妥当性	(C h e c k) ■ 妥当である	□ 改善の余地はある	□ 妥当ではない
妥	(上記選択の理由) いわゆる迷惑施設である 境への適切な対策が必要で		设の設置については、地元(f	主民の皆様の理解と周辺環
当 性		■ 市が関与すべき	□ 民間でも可能	□ 民間で実施すべき
江	一般廃棄物処理は「廃棄	物処理法」上市の責	賃務となっている。	
	事業費の削減余地	■ 削減の余地があっ	る □ 削減の余均	也はない
効率	(上記選択の理由) 一般廃棄物処理施策の円滑 要があるが、その施策の達		様々な手段により住民の野 域は可能である。	里解や負担の軽減を図る必
,	要員配置の削減余地	□ 削減の余地があ。	る ■ 削減の余地	也はない
性	(上記選択の理由)			
	必要最低限の要員で実施 成果の達成度	』しており、削減のラ □ 達成度はかなり高		 い □ 達成度は低い
	(上記選択の理由)	」、建成反はかなり向	」(■ 建风及は、、同	V・ □ 建灰及は低V・
有	① 平成24年度川内汚泥については、さつま町処理			
	汲み取り料金が変わらない	ことから地域住民の	つ混乱も無く、円滑に移行る	された。
効	② 木場茶屋最終処分場に い。	一ついては、ガスの新	巻生が収束せず、施設の廃」	上や跡地利用が進んでいな
性	成果の向上余地] 余地がかなりある	■ 余地がある程度ある	□余地はほとんどない
			 滑な処理の移行という目的 に、ガス抜き工法を検討す	
4	- 事務事業の改革・改善の	D方向性 (Act	ion)	
	A // a = 1 + 1 a [1 - 1 1		1 0 11/	
	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続		1 0 11/	
内部	■ 現状のまま継続	予後の方向性 □拡大 □]他の事業と統合 □手段の改善	: □移管 □縮小
部評	■ 現状のまま継続□ 見直しの上で継続→□ 休止	今後の方向性 □拡大 □ □ 廃止		: □移管 □縮小
部	■ 現状のまま継続□ 見直しの上で継続→□ 休止上記方向の理由	□ 廃止]他の事業と統合 □手段の改善	
部評価(一	■ 現状のまま継続□ 見直しの上で継続→□ 休止	□ 廃止]他の事業と統合 □手段の改善	
部評価(一次)	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処	□ 廃止]他の事業と統合 □手段の改善	
部評価(一	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃棄物 □ 戻施していくための]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価(一次)結	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃棄物 □ 戻施していくための]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価(一次)結	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃棄物 □ 戻施していくための]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価(一次)結	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを 関係住民及び自治会等と円	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 操な関係を築く。]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価(一次)結果	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを 関係住民及び自治会等と円	□ 廃止]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価(一次)結果	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と 関係住民及び自治会等と 事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ □高い 効率性 ⇒ □高い 有効性 ⇒ □高い	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検収]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価(一次)結果 外部評	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と円 事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ □高い 効率性 ⇒ □高い	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検収]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価(一次)結果	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と 事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ □高い 効率性 ⇒ □高い 有効性 ⇒ □高い 有効性 ⇒ □高い 今後の改革の方向性 □ 現状のまま継続	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検収 □ 実施していくための □ 滑な関係を築く。 □ 低い □ 低い □ 低い]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	周辺環境の適切な対策を
部評価(一次)結果 外部評価(二	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処 継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と 関係住民及び自治会等と 事務事業の視点別評価 の場所を表して高い 対応を表して高い 対応を表して継続 □ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 □ 廃止	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検売]他の事業と統合 □手段の改善 例処理施設の安定的な稼動、 ①手段・計画	周辺環境の適切な対策を
部評価(一次)結果外部評価(二次)	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と円 事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ □高い 効率性 ⇒ □高い 有効性 ⇒ □高い 一 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検売]他の事業と統合 □手段の改善 例処理施設の安定的な稼動、 ①手段・計画	周辺環境の適切な対策を
部評価(一次)結果 外部評価(二	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処 継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と 関係住民及び自治会等と 事務事業の視点別評価 の場所を表して高い 対応を表して高い 対応を表して継続 □ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 □ 廃止	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検売]他の事業と統合 □手段の改善 例処理施設の安定的な稼動、 ①手段・計画	周辺環境の適切な対策を
部評価(一次)結	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と円	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃棄物 □ 戻施していくための]他の事業と統合 □手段の改善 勿処理施設の安定的な稼動、	
部評価 (一次) 結果 外部評価 (二次) 結	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処 継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と 関係住民及び自治会等と 事務事業の視点別評価 の場所を表して高い 対応を表して高い 対応を表して継続 □ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 □ 廃止	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検売]他の事業と統合 □手段の改善 例処理施設の安定的な稼動、 ①手段・計画	周辺環境の適切な対策を
部評価(一次)結果 外部評価(二次)結	■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 上記方向の理由 今後も、し尿施設や最終処 継続して行う必要がある。 改革・改善の内容とそれを関係住民及び自治会等と 関係住民及び自治会等と 事務事業の視点別評価 の場所を表して高い 対応を表して高い 対応を表して継続 □ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続→4 □ 休止 □ 廃止	□ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 廃止 □ 検売]他の事業と統合 □手段の改善 例処理施設の安定的な稼動、 ①手段・計画	周辺環境の適切な対策を

	部課		市民福祉部 環清掃総務一般					担当	者 橋口	1 堅		
	拠法令			<u>日子平米</u> 助金等基本条例	• 薩摩	 内市	 □ 尿収集・	手数料	調整助成金	· 	紙	
	経過年		1年以上5年		1/11/1/	11 3 / 1	0 // 1 / 0 / / (7 //(11	H) 13 112 1/4/4/4 11	27417	V41.4	
			_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
平成25年度 予算額 ———————————————————————————————————				国県支出			その他	- m		財源		<mark>他の内容</mark>
3,000 千円					千円			千円	3, 目標値	000 千	円 目標 ⁴	工 庇
	1 +ヒ+而	<u> </u>	地中の大小姫	1日1宗石								
	指標		補助の交付額						0		平成 2 ′	4 年度
以未	指標	2		_								
補助対	対象者	<u>:</u>	直接的には、入	来町及び祁答院	町におり	て収	集業務を	適切に	遂行してレ	いる業者		
補助対	対象経	費	し尿汲み取り料金	金(さつま町料金	金と薩摩	川内市	5料金と <i>の</i>)差額)				
補助対業・消			し尿処理助成事	業補助金の汲み	取り							
容			分類	□運営補助のみ	⋅□事業	補助の)み □運'	営補助	と事業補助	めの両方	■ その)他
補助領補助經		ば	入来・祁答院地	域は、汲み取り	料金100	あたり) 12円の助	力成を行	す う。			
補助金助率の	額又は	t補 ī法	82円/100(薩摩川	内市料金) —	70円/1	00(さ	つま町料	金) =	12円/100	(汲み取	り料金	差額)
			項目	平成22				成23年			平成24年	
		白百		金額(円) 0		%)	金額(円) 0	割合 (%)	金額	(円) : 0	<mark>割合(%)</mark>
			会費収入	0				0			U	
補			事業収入									
助 過を	収入	古之	寄付金・その他助成 甫助金							$\overline{}$		
去受		4 دا ۱	用列亚									
3 け カる		(前	前年度繰越金)		別紙			紙参照 0				
年事		車台	<mark>計</mark>								0	
の業 決へ			K貝									
算団			の他事務費									
状体 況	支出											
等	ш											
の		(\frac{2}{2}	翌年度繰越金)									
	+	LLI ≣-L	計 ·/前年度支出計	0		0				0		
			/ 削牛及又山間 2/前年度自己資金									
		度網	操越金/市補助金									
	战甲		け件数 ₹の推移①									
			の推移②									
	D該当	な1										
	②特に ③特に											
す	4)該当	なり										
	5特に6特に											
事(7合伊	弁前の	の経緯から、助成									
項			り、現時点、薩摩 Eする必要性も考									
			Eする必要性も名 を考えている。	こんりましるか、ゴ	匹 専 同 で 🤅	疋止 9	シ クイミ	、イクと	. U (14,	c [・] フま『	リ作金か	及火さ

〈補	助金の視点別評価〉	管課語	平価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】
要件	項目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体 等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市 民の福祉の向上及び利益の増進に寄与してい る。	A	直接的には、入来地域・祁答院地域の収集業者 に助成しているが、最終的には、同地域のし尿 汲み取りを行う住民への負担軽減となってい る。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	С	入来地域・祁答院地域のし尿の処理については、合併前から薩摩郡東部衛生処理組合でさつま町等と協同で処理してきた経緯から、さつま町を含めた生活圏内の住民の公平性のために負担軽減策としては妥当と思われるが、新たに、薩摩川内市域内で他の地域との料金格差が生じるという課題も発生している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに 合致しており、かつ、その目標・成果の達成に 向けて、適切な効果を生じている。(その目 標・成果を測るための適当な効果指標の設定が なされている。)	A	し尿処理のさつま町処理から市処理への変更が 住民の混乱も無く円滑に行われた。
	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	し尿の汲み取りについては、市の収集ではな く、許可業者による収集を実施し定着してい る。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって 積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に 照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなってい ない。(交付要綱の補助基準)	Α	し尿汲み取り料金のさつま町料金と薩摩川内市 料金との差額としている。
適格性及び	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	Α	助成する業者の都合ではなく、さつま町(直営)のし尿汲み取り料金の動向によるものである。
妥当性	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の 状況においても一定の公益性が認められる。	Α	廃棄物処理(し尿処理)は市民生活に直結した業務である。
1-	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、 又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段 であると明確に認められる。	Α	料金差額の助成のため、補助金が最も妥当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	Α	合併前のさつま町を含めた生活圏内の住民の公 平性のために負担軽減策としての補助制度とし て妥当であると考えている。
〈補	助金の見直し結果〉		1
.H-s	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □移管		
内部評	□ 休止 □ 廃止		

	今後の改革の方向性
	■ 現状のまま継続
	□ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善
	□移管 □縮小
内	□ 休止
部評価	□廃止
評価	上記方向の理由
1曲	合併前の経緯から、助成制度によりさつま町と入来・祁答院地域の料金を合わせているため、現時点、
	入来・祁答院地域と市内の他の地域で住民負担の地域格差が生じており、是正する必要性も考えられる
次	が、地域間を是正するタイミングとしては、さつま町料金が変更される時期を考えている
()	
∀ +	

結果 改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 さつま町のし尿汲み取り料金の動向を注視し、さつま町の料金改定に合わせた対応を行う。

平成24年度 し尿処理助成実績

※ し尿助成制度は、平成24年度から実施

	業者A				業者B	助成金合計	
月分	収集件数 件	収集量	助成金額 円	収集件数 件	収集量	助成金額 円	円 円
4	210	83750	97,707	205	67950	79,274	176,981
5	226	89000	103,831	227	78400	91,465	195,296
6	234	80,800	94,265	230	82100	95,781	190,046
7	266	157,615	157,615	230	78100	91,115	248,730
8	270	93,800	109,432	249	88000	102,665	212,097
9	230	83,200	97,065	206	70200	81,898	178,963
10	257	87,600	102,198	237	81300	94,847	197,045
11	207	74,000	86,332	233	79800	93,098	179,430
12	300	100,700	117,482	269	90900	106,049	223,531
1	200	68,200	79,565	191	75365	75,365	154,930
2	252	94,700	110,482	237	79200	92,398	202,880
3	246	84,900	99,049	224	74500	86,915	185,964
合 計	2,898	1,098,265	1,255,023	2738	945815	1,090,870	2,345,893

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例 第40号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、及び条例を 実施するため、し尿収集手数料調整助成金(以下「助成金」という。)に関し 必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例施行規則(平成16年薩摩川内市規則第143号)第7条の規定により一般廃棄物処理業許可証の交付を受け、し尿の収集及び運搬(以下「収集業務」という。)を業とする者(以下「収集業者」という。)に対し、収集業務の円滑な運営を図り、もって生活環境の衛生的保全に寄与することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる収集業者は、旧入来町及び旧祁答院町の地域(以下「助成対象地域」という。)において収集業務を行い、かつ、当該収集業務を適切に遂行していると市長が認めるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、収集業者が助成対象地域においてくみ取ったし尿18リットル当たり21円とする。

(助成金の交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする収集業者は、し尿をくみ取った月ごとに 集計し、し尿収集手数料調整助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる 書類を添えて、翌月の10日までに市長に申請するものとする。
 - (1) し尿収集手数料調整助成金請求明細書(様式第2号)
 - (2) 領収証の控え

(助成金の交付の決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、し尿収集手数料調整助成金交付決定通知書 (様式第3号)により、当該申請をした収集業者(以下「申請者」という。) に通知するものとする。

(調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、 又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(助成金の交付の請求)

第8条 第6条の通知を受けた申請者は、市長の指示するところにより、当該助 成金の交付を請求することができる。 (決定通知の取消し又は助成金の返還)

- 第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、 又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 条例その他関係法令に違反したとき。
 - (3) 著しく信用を失墜する行為があったとき。

(成果)

第10条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、収集業務の円滑な運営及び生活環境の衛生的保全とする。

(見直しの期間)

第11条 条例第4条第1項の市長が定める期間は、1年とする。

(効果の測定)

第12条 条例第4条第2項第1号に定める効果は、収集件数及び収集量を指標 に用いて測定するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

所管部課名	市民福祉部 環	境課		担当者	上須田	敏秋		
事務事業名	川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金							
根拠法令	薩摩川内市補具	助金等基本条例・汚泥剤	写生処理センタ	一建設に関	引する覚書			
補助経過年数	1年以上5年	以下						
平成25年度 予算額		国県支出金	その他		一般財源		その他の内容	
了开识	450 千円	千円	1	千円	450	千円		
		指標名		目標	票値	目標年度		
成果指標①	安定した施設の	 家動		-		_		
成果指標②		_			_	_		
補助対象者	川内汚泥再生処理	理センター対策委員会						
補助対象経費	川内汚泥再生処理	理センター対策委員会 <i>0</i>	の活動経費					
補助対象事 業・活動の内 容	会議、研修、周	辺美化作業						
	分類	■運営補助のみ □事業	補助のみ 口運管	営補助と事	業補助の	方 [その他	
補助金額又は 補助率	年45万円							
補助金額又は補 助率の積算方法	汚泥再生処理セ	ンター建設に関する覚書	書による額					

即率の積昇方法									
	項目		平成22	年度	平成23年	度	平成24年度		
		坦	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合 (%)	
		自己資金	0	0. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%	
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
補		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
助	収	寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
過を	入	市補助金	450, 000	96. 5%	450, 000	97. 3%	450, 000	91. 8%	
去受		雑入	58	0. 0%	23	0. 0%	427	0. 1%	
3 け カる		(前年度繰越金)	16, 297	3. 5%	12, 520	2. 7%	39, 573	8. 1%	
在車		計	466, 355	100. 0%	462, 543		490, 000	100. 0%	
年事の業		事業費	393, 835	86. 8%	362, 970		344, 948	85. 2%	
決へ		人件費	60, 000	13. 2%	60, 000	14. 2%	60, 000	14. 8%	
算団		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
状体 況	支			0. 0%		0. 0%		0. 0%	
	出			0. 0%		0. 0%		0. 0%	
等				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
の		(翌年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		計	453, 835	100. 0%	422, 970		404, 948		
		出計/前年度支出計				93. 2%		95. 7%	
		資金/前年度自己資金							
		度繰越金/市補助金		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		交付件数							
		指標の推移①							
		指標の推移②						_	
(1) > H	まで 地元対第禾昌	今 (1 Q 夕) し	· 届骨協議会	(市レ州元対第3		2))の組織を	木生! レ	

①これまで、地元対策委員会(18名)と運営協議会(市と地元対策委員会(4名))の組織体制となっていたが、平成25年度地元対策委員会と運営協議会に参加する地元対策委員会を10名の同一メンバーとし、会議の効率化を図った。また、川内汚泥再生処理センターが先進施設であるため、当分の間先進地視察を見送っている。

- 9 ②特に意見なし
 - ③特になし
 - ④地域の環境美化作業
- 事項 ② 性になり

き

- ⑥特になし
- ⑦汚泥再生処理センター建設に関する覚書によに5年間(H21~H25)の補助金であり、H26からの補助金はH25協議することになっている。

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体 等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市 民の福祉の向上及び利益の増進に寄与してい る。	A	地元住民の理解により、し尿処理施設が設置され、安定的に稼動することは、全市民の利益になると考えている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	Α	市域のし尿処理は、基本的に市の責任で処理しなければならず、市内の何処かに設置しなければならない。施設の設置には地元住民の理解が不可欠であり、その地元住民の代表として対策委員会を設置していただいている。対策委員会には他に収入がなくその運営のためには市からの補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに 合致しており、かつ、その目標・成果の達成に 向けて、適切な効果を生じている。(その目 標・成果を測るための適当な効果指標の設定が なされている。)	A	地元の理解により、し尿処理施設が設置・稼動 され、全市民のし尿処理を行うことが出来る。 また、市と地元対策委員会とはこれまで円満な 協議が行われている。
	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市が、直接、地元住民に対し説明を行い要望等に応えることは膨大な時間と労力を要するが、 対策委員会との協議により円滑な運営となっている。
適	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって 積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に 照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなってい ない。(交付要綱の補助基準)	A	明確な根拠は無いが、補助金での実施事業について、周辺環境美化の作業など、補助金額以上の効果があると考えている。
過格性 及び	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	С	施設の稼動30年間が安定した稼動となるため、補助制度は半永続的な交付になると考えている。
妥当性	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の 状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該補助事業以外にも地元の振興に貢献していると認識している。
1-	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、 又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段 であると明確に認められる。		補助金内で自主的に研修や事業を実施されており、当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段 であると考えている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	し尿処理という公益的な業務の安定的な稼動の ために必要な組織であり公費を充てるものとし て妥当性があると考えている。
〈補	助金の見直し結果〉		

V 1111	30元 10元 10元 10元 10元 10元 10元 10元 10元 10元 1				
	今後の改革の方向性				
	■ 現状のまま継続				
	□ 見直しの上で継続⇒今後の方向性	口拡大	□他の補助金と統合	□補助内容の改善	
		□移管	□縮小		
内	□ 休止				
部	□ 廃止				
評価	上記方向の理由				

川内汚泥再生処理センターは、平成24年度に稼動し、以降30年間の稼動を目指しているため、地元の理解と周辺の環境保全対策が不可欠であり、今後も対策委員会の運営のために補助制度は継続すべきと考えている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

次

結

これまで、地元対策委員会(18名)と運営協議会(市と地元対策委員会(4名))の組織体制となっていたが、平成25年度地元対策委員会と運営協議会に参加する地元対策委員会を10名の同一メンバーとし、会議の効率化を図った。また、川内汚泥再生処理センターが先進施設であるため、当分の間先進地視察を見送っている。今後も改善すべき点は協議により改善していきたい。

汚泥再生処理センター建設に関する覚書

薩摩川内市(以下「甲」という。)と川内環境センター対策委員会(以下「乙」という。)は、甲の汚泥再生処理センターの建設に関して次のとおり覚書を締結する。

(対策委員会運営の補助)

- 第1条 甲は、予算の範囲内において、乙の運営に必要と認める額を、補助 するものとする。
- 2 前項の規定により補助する額は、覚書を締結した年度に50万円、翌年 度以降1年につき45万円とする。
- 3 補助期間は、5年間とし、補助期間満了後については、当該期間満了前 1月前までに、甲、乙協議して定めるものとする。
- 4 前各項の規定について、各会計年度の予算が議会の承認を得て成立することを、補助金交付の条件とする。

(地域振興事業)

- 第2条 甲は、地域振興事業について、年次的計画により整備を図るものと する。
- 2 地域振興事業は、平成20年8月19日付けの地元要望確認協議結果報告書に基づき行い、実施方法については、甲、乙別途協議して決定するものとする。

(協議)

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書 5 通を作成し、甲・乙及び立会人が 記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成21年9月28日

